

保医発0831第3号  
平成28年8月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成28年3月4日保医発0304第9号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図らねたい。

記

- 1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置(I)を次のように改める。

レーザー手術装置(I)	機械器具(31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841 -2	経尿道的レーザー前立腺切除術
-------------	--------------------	--	------------------------	------------	----------------

	アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー			
--	--	--	--	--

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一節改正について

改正後

現行

(別表1)

(別表1)

I 医科点数表関係

I 医科点数表関係

手術 特定診療報酬算定医 療機器の区分 (略)	定 義		対応する診療報酬項目
	薬事承認上の位置付け 類別	一般的名称	
レーザー手術装置 (1)	機械器具 (31) 理学療法用 器具	炭酸ガスレーザー・ヤグレー ザ ネオジミウム・ヤグレー ザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグレーザー 波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー バルスホルミウム・ヤグ レーザー アルゴン・クリプトン レーザー ルビールレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライ トレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム レーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー	経尿道的レーザー 前立腺切除術 R341-2
(略)			

手術 特定診療報酬算定医 療機器の区分 (略)	定 義		対応する診療報酬項目
	薬事承認上の位置付け 類別	一般的名称	
レーザー手術装置 (1)	機械器具 (31) 理学療法用 器具	炭酸ガスレーザー・ヤグレー ザ ネオジミウム・ヤグレー ザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグレーザー 波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー バルスホルミウム・ヤグ レーザー アルゴン・クリプトン レーザー ルビールレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライ トレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム レーザー KTPレーザー (新設)	経尿道的レーザー 前立腺切除術 R341-2
(略)			